



テミス通信

第 38 号 / 2019年3月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



岡本梅林公園

休日の朝、窓の外には木の芽おこしの雨が。
町に花があふれる季節が、すぐそこまで来ているのでしょうか。
皆さま、いかがお過ごしでいらっしゃいますか。

事務所では、「期末」という言葉にせかされて、日々過ごしておりますが、
時に自然の力をいただいて、草木と同じように英気を養い、
心と身体のバランスを整えたいものです。

平成最後のテミス通信、ちょっと冒険してみました。
感謝の心と共にお届けします。

(佐井恵子)

セミナー開催のお知らせ シニアの法律問題に答える「家族信託」と「成年後見制度」

第34号でも取り上げました、財産の管理や承継に優れた仕組みとして
話題の「家族信託」や、変化の兆しある「成年後見制度」についてセミナーを開催します。
お気軽にご参加ください。

- ① 2019年6月26日(水) 14:00~16:00 (定員10名)
- ② 2019年7月上旬予定 18:30~20:30 (定員10名)

受講料 2,000 円、各回共通の内容となります。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



シニアの結婚 ～パートナー契約という選択～

シニア婚の多様なかたち

シニアが結婚をしようとする場合に、将来の相続の問題を考えて、あるいは、氏が変わることや子や親族と新しいパートナーとの姻族関係が生じることから等、様々な事情で法律婚を選択せず、パートナー婚や事実婚を選択することがあります。ところが、一例ですが、パートナーが認知症になった時に成年後見制度を利用しようとしても、親族ではないので申立人になれず、パートナーを生命保険金の受取人に指定することもできず、パートナーが重篤な状態で入院していても、家族として面会を認めてもらえないことがあるといったデメリットがあります。

パートナーと過ごすシニアライフ

豊かな老年期を送るための6つの要素を、『超高齢社会の家族法と法律実務』（大阪司法書士会家族法研究会・著 床谷文雄・監修／日本加除出版）では①自己を受容、②他者との肯定的、積極的関係の維持、③自律、④環境整備、⑤人生の目標、⑥成長の意思と紹介しています。また、パートナーの存在や必要とされることによって安心を感じ、刺激のある生活、食事に気を使った規則正しい生活を送り、生活環境を整え、何よりも新しいパートナーとの共同生活という新たな目標が人を成長させると伝えています。

それならば、当事者が幸せで、取り巻く人たちからも理解を得やすくなる方法がないものか、司法書士事務所で手助けすることはできないかと考えました。

「パートナー契約」って？

正式に婚姻をして、相続問題の手当をしておくことまでは踏み切れない方には、共同生活を支える、もう少しゆるやかな「パートナー契約」を考えてみていただきたいと思います。

夫婦間の財産の帰属や費用の支払いについて、今ある民法の制度「夫婦財産契約」を参考に、例えば、

一方が贈与を受けたり相続したりした財産は、

(A) その者独自の所有にするか (B) 両者の共有とするか

共同生活中に両者が取得するサラリーや年金等の財産を、

(A) どちらの固有の財産にするのか

(B) 共有か (C) 共有ならその割合はどうするのか

固有財産を売却して得た現金は、

(A) 固有財産のままか (B) 共有にするのか

共同生活のための費用は、

複数名義の預金口座は作れないため、どちらの名義で管理するのか

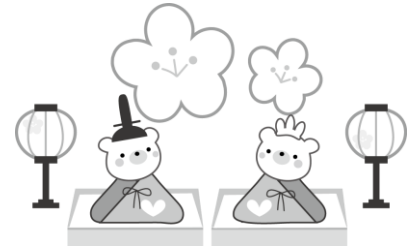
日常生活費の支払いは、

(A) どちらが負担するのか (B) 折半するのか



等々を予め取り決めます。また結婚と同じ様に、当事者の意思で共同生活を解消できない時に備えた規定や解消後の扶養料、共同生活を解消するときの共有財産の帰属問題や、死亡後の共有財産の承継をどうするかを定めておくものです。そして、このパートナー契約と同時に、遺言や信託、任意後見契約を併用します。

結婚を前にした若いカップルにお薦めしても興ざめでしょうが、シニアの方には喜んでいただけるのではないかと考えております。一組でもお役に立てると嬉しいです。
(佐井恵子)



取締役会を開くのは大変！？

取締役会を設置している会社は、1年間に取締役会を最低でも何回開催しなければならないかご存知でしょうか？ 業務を執行している取締役には、取締役会への業務執行の状況について報告義務がありますので、会社法の規定に従うと、最低でも3ヶ月に1回は、会議体としての取締役会を開催する必要があるということになります。

もちろんですが、取締役会は、取締役が集まって会議を開く必要があります。そうでなければ自由な協議や意見交換ができませんし、相手の顔色や状態をお互いに確認できることが会議にとって重要とされているからです。

しかし、遠方に取締役がいる場合に、その取締役は何がなんでも開催場所に駆けつけなければ会議に参加できないとすると、その度に交通費がかかりますし、業務に支障が出てしまうなど不都合があります。



テレビ会議・電話会議で交通費を削減

遠方の取締役が、テレビや電話で会議に参加することができるとしたら、交通費もかかりませんし、複数の場所で同時に取締役会を開催することも可能となります。

テレビ会議・電話会議が認められるためには、

- ①議題について出席者全員が自由に意見交換ができ、各出席者の音声即時に他の出席者に伝わること
- ②相手の状態を相互に認識しながら同時に通話できる環境が確保されていること、が必要とされています。

テレビ会議、電話会議の方式に特に定義はありません。電話会議の方式については、通常の電話機をスピーカフォンにして、全参加者の声と同時によく聞こえる状態にすることで、取締役会は有効に成立する(島村謙=佐久間裕幸編著『中小企業経営に役立つ会社法の実務相談事例』)とされています。

一方、取締役会に出席したAさんが、欠席取締役のBさんに、電話で会議の内容を伝達し、Bさんから意見を求めてなされる会議は、取締役間で自由な協議及び意見交換、相手の状態の相互確認ができていないとは言えず、認められませんので注意が必要です。



議事録にも工夫を

取締役会が開催されたら、議事録を作成する義務がありますが、テレビ会議、電話会議を利用した場合は、次の点を議事録に記載することを忘れないようにして下さい。

- ①テレビ会議・電話会議方式を使った旨
- ②どの役員がテレビ会議方式等で参加したのか
- ③当該日時場所に存在しない取締役の出席方法
(具体的にどの場所から参加したのか)
- ④テレビ会議方式等による意思疎通が対面での会議と同等のレベルであることの確認
- ⑤終始、テレビ会議方法等に異常がなかった旨



似て非なる書面決議という制度

取締役が集まることができない場合、『取締役会の書面決議』という方法もありますが、これはテレビ会議、電話会議とは似て非なる制度です。文字通り、一切取締役が集まらず、書面だけで会議を成立させてしまうものですので、自由な意見交換という取締役会の本来の趣旨を没却するものといっても過言ではないでしょう。

そのため、書面決議を行うには厳しい条件があり、

- ①定款に書面決議を可能とする定めがあり、
- ②書面または電磁的方法による提案書が交付され、
- ③取締役全員が議案に同意しており、
- ④監査役(会計限定監査役を除く)の意義がないこと が条件とされています。

この書面決議を行った場合にも、議事録の記載事項には工夫を要しますので注意が必要です。また、最低でも3ヶ月に1回は取締役会に取締役の業務執行状況の報告が必要ですが、この報告には書面決議は利用できませんので、会議体の取締役会を開催してする必要があります。定款に書面決議を可能とする定めがなければ、書面決議ができないという点は、本来の取締役会の主旨を重視し、株主の信託があってこそ認められているのだということになります。

時代の移り変わりとともに、テレビ会議や電話会議という方法が認められ、機動的な会社の意思決定という取締役会の本来の役割を果たせるものとなっています。

テレビ会議が時代に即した有効な方法であることに異論はなく、より広く利用されることで日本経済の発展に寄与するだろうと考えています。しかし、電話会議については相手の顔色が見えませんが、集まって会議を開く場合との差はどうしても埋めることができないという点は難点です。今後の主流はテレビ会議となるべきでしょう。

一方で、書面決議を重要な議案に利用することは、あまり望ましいものではないでしょう。緊急な案件を決議しなければならないが、取締役がテレビ会議等の方法でも出席することが困難でやむを得ないケースや、比較的重要性が乏しい議案については書面決議も最終的な選択肢のひとつであるという認識でいるべきでしょう。

法律の知識をもって、うまく活用していただき、会社発展の一助にいただければ幸いです。テレビ会議や電話会議、書面決議等の取締役会運営に関するご質問やご相談がございましたら、遠慮無くご相談ください。

(山添健志)



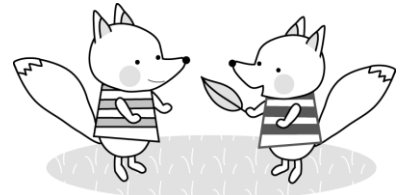
所有者不明土地が社会問題に

登記簿を見ても、誰のものかわからない土地が、日本全土の20%に及ぶと言われて驚きました。土地の値段が一部を除き下落していることや、相続が重なると相続人の数が増え、合意することが困難になることが登記手続きのハードルを高くしていることは、日々実感しています。その背景にある、超高齢社会、人口減少、東京一極集中と地域社会の疲弊の影響が、日本の国土に待ったなしの問題を突き付けているのでしょう。

政府は、既にある不明土地のうち氏名や住所が正しく登記されていないものについて、法務局が正しく書き換え、調べても分からない土地については、自治体や企業の申し立てで裁判所のもと売却することができるようにするという法案の成立を目指します。更に、新たな不明土地発生を予防するため、2020年を目途に法改正を行うことを目標に、①相続登記申請の義務化 ②登記所と公的機関との死亡情報の共有 ③所有権の放棄容認 ④共有制度の見直し など法制審議会に諮問しました。

これらの対処法が社会に及ぼす影響と、根本の問題の解決にどう取り組むのか、関心をもってテミス通信でも発信していきたいと思います。

(佐井恵子)



スタッフ紹介・拡大版 ～思っていたのと違う～

人生は予想外の連続です。みなさんの「思っていたのと違う」も訊かせてください。

結婚する前に、夫はお酒大好きと聞いてはいましたが、「お酒好き」と言われて普通にイメージする以上の大酒飲み！思っていたの違う！！そう気づくまでに時間は掛かりませんでした。

(司法書士 佐井恵子)

中国では宴会の席で必ず白酒(バイチュウ)というお酒が出されるそうです。主人曰く「恐ろしく強いんだよ…」。先月、北京赴任中の主人を訪ねて、遂に私も白酒を飲むことに。ウオッカよりはアルコール度数も低いし余裕だ～と一口飲んだ瞬間、胃が焼けるような感覚が！あまりの強さにギブアップしてしまいました(>_<)

(事務局 中村佐和子)

書店をブラブラして見つけたNHKテキスト『おいしさ再発見！魅惑の日本茶』。ウェストコート姿の若い男性の表紙に、へ～イメージ違う～と手に取れば、更にびっくり、講師はスウェーデン人でした。スウェーデンって高校で緑茶飲むの?? 世界的に見れば日本茶はマイナーな部類だと思いますが、だからなのか、愛が深かったです(笑)。

(事務局 佐井陽子)

「司法書士の仕事は敷居が高いと言われることがあります。」の、「敷居が高い」。気軽に相談しにくい、そんな意味合いで私は使っていました、、、本来の意味は違うそうで、「相手に不義理などをしてしまい、行きにくい」の意味だそうです。日本語は難しいですね。

(司法書士 山添健志)

男の子のおむつ替えは、オムツを開けたとたん、開放感からなのかジョ～ッと飛んでくることがしばしばですが、慣れてくると、飛ばされる前に替えようとしているオムツで押さえて防げるように！かなりの上達ぶりに調子に乗っていたある日、華麗にブロックし、「完璧！」と開けてみると、私の顔めがけて特大のジョ～ツが…全て出し切りニコニコと満足げな息子の顔！もしかしてわざとやってる?!と疑ってしまった瞬間でした。

(事務局 後藤葵)



セミナーのご報告

3月19日、「誰でもできる！実践 エンディングノート講座」を開催し、6名の参加を頂きました。お集まりいただいた皆様からは、エンディングというテーマにもかかわらず、「とても楽しく為になりました。」「とても楽しい時間を過ごすことができました。」というご感想や、「エンディングノートの大切さを再認識しました。」「後見や遺言についても学びたいです。」といった前向きなご意見をいただきました。

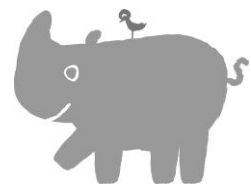
エンディングノートは、シニアの方にも、シニア未満の方にも必ず役立つものだというメッセージをお届けすることができたとしたら嬉しいです。ありがとうございました。（佐井恵子）



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。西田誠太郎様、七転八起 岸本正明様、塩山陽子様、株式会社ディーアイエス 澤田隆之様、西田総合経営事務所 西田悦久様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・3月8日は「国際女性デー」です。イタリアではこの日、「FESTA DELLA DONNA（フェスタ・デラ・ドンナ＝女性の日）」とされ、男性が日ごろの感謝を込めて、母親やパートナー、会社の同僚などにミモザの花を贈ります。日本では馴染みがないかもしれませんが、「ミモザ」というカクテルや、黄色い卵を散らしてミモザの花に見立てた「ミモザサラダ」といえば、いかがでしょう？黄色くて小さな球形の花を沢山咲かせるアカシアの一種です。一足先に、春を感じます。
- ・表紙の梅は、神戸は阪急岡本から徒歩15分ほど山側に登った岡本梅林公園のもので、枝垂れ梅や紅梅、白梅と多種多様な梅の木が、小さい公園にびっしりと咲いています。ここには重い門扉があって、猪が入るのを防いでいます。猪が出るとは聞いていましたが、神戸の街は、歩いてみると勾配もあり、山がすぐそこに迫っていると実感しました。
- ・東北大震災より8年、未だ復興ならずの今。東京オリンピックを楽しみにしたり、アスリートがオリンピックという目標に向かって精進されている姿を知ると応援したくなったりしますが、被災された方を思うと、復興に国が全力を挙げられないのだろうかという考えが交差します。



（佐井恵子）

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただくと幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>